

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

### 1 背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 38 条・第 41 条の規定に基づき、国税庁長官は、設立登記法人等に対して法人番号を指定し、法人番号の指定を受けた者に対して書面により 通知をした後、速やかに、その者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号をインターネット上で 公表 している。

金融機関や行政機関への各種手続等に法人番号が使用されるなど、昨今の法人番号の利用状況の変化に鑑み、法人番号等の公表時期について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の公表について、国税庁長官が法人番号を 指定した後（人格のない社団等については、当該指定及びその代表者又は管理人の同意を得た後）、速やかに、公表 できるようにする。

### 3 施行日（予定）

本政令の施行日は、令和 2 年 1 月 14 日とする（附則関係）。